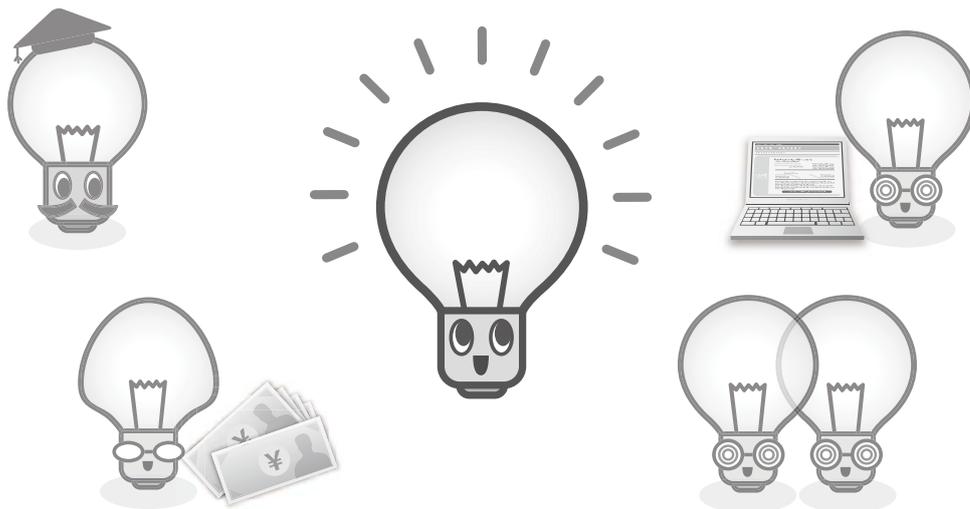


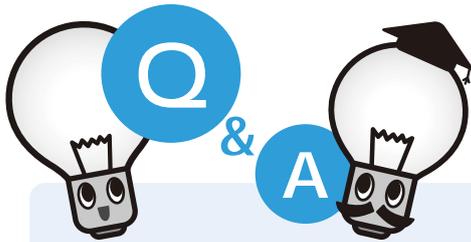
特許は発明を公開して一定期間権利を確保し、独占的な実施やライセンスによって利益を得ることが目的であり、出願に必要とされるデータの数も、審査官を納得させ、特許権を取得できる程度に留まります。

一方、学術論文は知識を伝達することが目的であり、追試可能な厳密さが求められ、データの数も多く求められます。また、学術論文を发表することで得られるプライオリティーは研究者にとって重要な評価項目となります。

このように特許と学術論文は目的や手続に違いはありますが、発明をした場合には、いずれか一つしか選択できない訳ではなく、特許出願と学術論文や学会発表の両方を行うことができます。

ただし、特許を受けることができる発明には新規性が求められます。先に学術論文を发表してしまうと、新規性が失われてしまうため、特許出願を検討している発明の場合は、まず、特許出願をして下さい。出願すると1年半で発明の内容が公開されます。そのため、公開前に論文や学会発表を行うことを推奨します。





Q

補助金の申請書や、公募に応募するときの申請書に記載したら、
発表してしまったと見なされるのですか？

A

事例ごとに異なります。例えば、企業等が主催する公募の場合、「後日機密や知的財産権の問題が生じないようにするため、記入内容は全てオープンな情報と見なします」との文言が入っているケースが多いようです。

それに対し、国が主催している公的な公募の場合、申請書の内容は原則公開されないため、この申請書をもって新規性がないといわれることはないと思います。しかしこれもあくまで原則ですので、公募要領等で必ず確認して下さい。

Q

学内の研究報告会で報告してしまった場合も
新規性がなくなってしまうのですか？

A

研究を進める場合に、同じ研究チーム内で討論することは多いと思います。また、共同研究などの形で、同じ研究課題を複数の所属の先生方と研究することも多々あると思います。これらのとき、暗黙の了解として、他の先生の研究内容を公表することはないと思います。

これに対し、第三者が参加している研究報告会の場合は、第三者は無責任に公表する可能性があります。参加人数ではなく、守秘義務のない第三者が参加しているか、していないかが判断の基準になります。

